

特集 みんなで創る、わたしたちのまち

登別市まちづくり基本条例（素案）

章 名	条 項	解 説
前文	<p>私たちの登別市は、カムイヌプリをはじめとする多くの山々と多くの川が流れ注ぐ太平洋に囲まれ、さらにアイヌ神謡集にも謡われた自然豊かなまちです。また、登別市は、世界各国から多くの人を訪れる源泉豊富な湯のまちでもあります。</p> <p>このような自然豊かなまちを後世に引継ぐことは、私たちの責任であることを市民誰もが深く認識するとともに、これからの個性的で魅力あるまちづくりには、自己決定・自己責任のもと、市民が一体となって取組むことが求められています。</p> <p>そのためには、多くの市民がまちづくりに参画できる仕組みが必要であることから、この条例を制定するものです。</p>	
第1章 総則	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、登別市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である市民、行政及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、公正・公平を原則とする開かれた市民自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市民がまちづくりの主体であり、市政の主権者であることと、この条例の目的が「公正・公平を原則とする開かれた市民自治の実現」であることを明らかにしているものです。また、「市民自治の実現」とは、憲法第92条に規定されている「地方自治の本旨」についての一般的な考え方である「住民自治」と「団体自治」の二つの意味における地方自治を確立することをいいます。</p>
	<p>（まちづくりの基本理念）</p> <p>第2条 まちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、市民及び市はこの理念に基づきまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>（1）市民は、市民自治を実現するために自ら学び、市民の権利を行使し、まちづくりに積極的に参画するよう努めること。</p> <p>（2）市は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を提供すること。</p> <p>（3）市は、市民の参画の意欲を高めるように啓発に努めるとともに、まちづくりのそれぞれの過程において、市民の参画の機会を保障すること。</p> <p>（4）市民、関係自治体、道及び国との役割分担を明確にするるとともに協働・協力によって、登別市の課題の解決を図ること。</p> <p>（5）市は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。</p> <p>（6）市は、市民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、市職員の政策形成能力の育成・向上に努めること。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、まちづくりへの市民参画及び市政運営のあり方など、この条例における基本原則を総体的に定め、これに基づきまちづくりを推進しなければならないことを定めているものです。</p>
第2章 情報の公開と共有	<p>（情報を知る権利）</p> <p>第3条 市が保有する情報は市民の財産であり、私たち市民はそれを知る権利を有する。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市民と市がまちづくりに関する情報を財産として共有するという考えの柱となるもので、この情報についての市民の知る権利を保障しているものです。</p>
	<p>（情報の提供）</p> <p>第4条 市は、市が保有する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、保存しなければならない。</p> <p>2 市は、提供した情報に対する市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市が保有するまちづくりに関する情報の取り扱いと、まちづくりを進めるうえでの市と市民の情報の活用について、定めているものです。</p>
	<p>（説明・応答責任）</p> <p>第5条 市は、市政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民にわかりやすく説明する責務を有する。</p> <p>2 市は、市政運営に関する市民の質問等に対し、誠実に応答する責務を有する。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市が市政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民に仕事の内容を具体的に説明する責務があることと、質問等に応答する責務があることを定めているものです。</p>
	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第6条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市が保有している個人情報を保護するための方針を定めているものです。</p> <p>市は、個人情報の提供等を行う場合の必要な措置として、別に詳細を定めた登別市個人情報保護条例を設けています。</p>
第3章 市民参画の推進	<p>（市民参画の権利と責任）</p> <p>第7条 私たち市民は、男女の区別なく何人も自由、平等な立場でまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 私たち市民は、自らの発言と行動に責任をもって、まちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>3 私たち市民のまちづくり活動への参画に関しては、自主性や自律性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市民の権利として、市民が主体的にまちづくりに参画できることを保障しているものです。</p> <p>また、市民は自ら責任をもって参画することと、誰からも不当な関与や不利益を受けないことを定めているものです。</p>
	<p>（参画機会の保障）</p> <p>第8条 市は、市民参画によるまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市は、案件ごとに市民参画の仕組みを明らかにし、市民が参画しやすい環境を整備しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市が市民にまちづくりへの参画機会を保障するため、環境整備を図らなければならないことを定めているものです。</p>
	<p>（市民投票制度）</p> <p>第9条 市は、まちづくりに関する重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市がまちづくりを進める上で重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する最終意思確認の手段として、市民投票制度を設けることができることを定めているものです。事案により、投票資格者の範囲が異なる場合等もあることから、市民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに個別条例で定めることとしているものです。</p>